

# 平成29年度大学教育再生戦略推進費

成長分野を支える情報技術人材の育成拠点の形成(enPiT)

## enPiT-Pro 公募要領

平成29年3月  
文部科学省

# 平成29年度 大学教育再生戦略推進費<sup>1</sup>

## 成長分野を支える情報技術人材の育成拠点の形成（enPiT）

### enPiT-Pro 公募要領

#### 1. 成長分野を支える情報技術人材の育成拠点の形成（enPiT）（以下「本プログラム」という。）の背景・目的・平成29年度のenPiT-Proの公募概要

日本再興戦略2016（平成28年6月閣議決定）、科学技術基本計画（平成28年1月閣議決定）、世界最先端IT国家創造宣言（平成28年5月閣議決定）、サイバーセキュリティ戦略（平成27年9月閣議決定）等の各種の政府提言において、第四次産業革命やSociety5.0を実現するため、情報科学技術分野の人材育成の強化が求められています。特に、情報技術を高度に活用して、社会の具体的な課題を解決することのできる人材の育成は我が国の極めて重要な課題です。また、中長期的にもITに対する需要は引き続き増加する見込みにもかかわらず、労働人口の減少による人材供給力の低下から、IT人材の不足は今後一層深刻化する可能性が高いことが予測されています。

このような状況の中、我が国の高等教育機関に求められていることは、大学教育改革により、情報科学技術分野の質の高い人材を多く輩出することや、産学連携により、すでに社会で活躍している同分野の人材の生産性を高めるための学び直しに貢献することです。

本プログラムは、情報技術を高度に活用して社会の具体的な課題を解決できる人材の育成機能を強化するため、産学協働の実践教育ネットワークを形成し、課題解決型学習（PBL）等の実践的な教育を推進し広く全国に普及させることを目的としており、これまで大学院および学部の学生を主な育成対象とする取組への支援を行ってきました（第1期enPiT、第2期enPiT）。

前述の背景をふまえ、平成29年度からは新たにenPiT-Proとして、情報科学技術分野を中心とする体系的かつ高度で短期の実践教育プログラムを、産業界・複数大学<sup>2</sup>の協働により開発・実施し、その成果を広く全国に普及させることで、我が国における同分野全体の社会人学び直し機能の強化への貢献を目指す大学院改革の取組を支援します。

申請は、複数の大学連携による共同申請とし、単独での申請はできません。 申請

<sup>1</sup> 「大学教育再生戦略推進費」（以下「再推費」という。）とは、教育再生実行会議や中央教育審議会等において提言された大学教育の質の向上に関する改革を推進するため、設置形態を超えた競争的環境の下で、世界をリードする教育研究拠点の形成（「博士課程教育リーディングプログラム」、「スーパーグローバル大学創成支援事業」など）や革新的・先導的な教育研究プログラムの開発（「大学教育再生加速プログラム（AP）」、「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）」など）に関する大学の優れた取組を重点的に支援する補助金

<sup>2</sup> 本公募要領でいう「大学」は、本プログラムの申請対象機関である大学及び大学共同利用機関法人とする。（短期大学及び高等専門学校は含まない。）なお、3.（3）及び（4）における「大学」はこの限りではない。

には、申請時点で代表校・連携校のすべての学長<sup>3</sup>の了解を得ていることが必要です。また、連携する企業等についても、選定後の協力について、理解を得ていることが必要になります。

## 2. 本プログラムについて

### (1) enPiT-Pro の申請対象となる事業

情報科学技術分野を中心とする体系的かつ高度で短期の教育プログラムを、産業界・複数大学の協働により開発・実施し、その成果を広く全国に普及させる取組を対象とします。

(「新たな」教育プログラムを開発する取組であること。または、既存の取組の成果をもとにした「新たな」教育プログラムを開発する取組であること。)

特に、以下に関する事項に留意して実施する取組を対象とします。

#### ①【大学間・産業界との連携体制の構築】

本プログラムは、産学の教育ネットワークを形成して、情報科学技術分野における実践教育を推進・普及していくことを目的としているので、形成するネットワークが効果的に機能するよう、代表校を中心として連携校や産業界等との連携体制や事業の運営体制・マネジメント体制が明らかにされていること。特に、実践教育における題材の提供、教員・指導者の派遣、施設設備の貸与等、実践教育の実施に必要な各種の協力について、連携する大学及び企業等の間で役割分担や協力内容が明らかにされていること（具体的な大学名や企業等名も明らかにされていること）。

#### ②【体系的かつ高度で短期の実践教育プログラムの開発】

業務に展開できる実践的な演習と、多方面に応用可能な基盤的知識・最先端理論等に関する学修を組み合わせた体系的で高度な教育プログラムが具体的に構想・計画されていること。また、3か月～6か月（最長でも1年以内）の短期の教育プログラムとなっていること。さらに、教育内容が大学院修士レベル以上の高度なレベルとなっていること。

特に、以下の事項について、具体的に構想・計画され関連性が明確であること。

- (A) 教育プログラムの名称、目的
- (B) 教育プログラムの受講を通じ育成する人材像
- (C) 履修（受講）資格
- (D) 身に付けることができる知識・技術・技能・能力等
- (E) 教育内容（授業科目等）・教育方法
- (F) 指導体制（担当教員）
- (G) 学習時間
- (H) 修了要件
- (I) プログラムの年間スケジュール

<sup>3</sup> 本公募要領でいう「学長」には大学共同利用機関法人の機構長を含む。（連携校として大学共同利用機関法人と共同申請する場合は、申請時点で機構長の了解を得ていることが必要である。）

③【社会人の学びやすい工夫】

夜間・土日開講や集中開講、eラーニングなどのIT利活用等により、社会人の学びやすい工夫が構想・計画されていること。また、希望者には当該大学との共同研究、博士課程進学への道を提供する（例えば、教育プログラムの受講を通じた学修に対して単位を認定する）など、教育プログラムの修了者の更なる学習・研究ニーズに応えるための具体的な工夫が構想・計画されていること。

④【社会のニーズに応える工夫】

企業派遣による受講者および、個人の内在的動機からの受講者の2パターンの受講者像を前提とした構想・計画となっていること。

また、例えば、以下の3点に配慮するなど、社会のニーズを分析したうえで、それを踏まえた教育が提供できる工夫が構想・計画されていること。

- ・ 学生時代に体系的に情報科学の基盤的な知識・技術を学んでいない文系出身の技術者等に配慮し、多方面に応用が可能な基盤的な知識や技術も学べる科目の提供
- ・ 最先端の知識や技術など、情報系大学院出身の技術者等に対するニーズに応える科目の提供
- ・ デザイン思考やマネジメント、新規事業開発や事業創造等、技術教育の枠にとどまらない科目の提供

⑤【実践教育を行う人材育成機能の強化】

実践教育を広く全国に普及させるため、ファカルティ・ディベロップメント（FD）を推進し、組織的にPBL等の実践教育を実施できる教員の養成を図る構想・計画となっていること。

⑥【普及策、情報科学技術分野の学び直し機能強化への貢献】

例えば、開発した教育プログラムやそのノウハウを他大学へどのように普及を図るのかや、大学を活用した学び直しへの理解の普及をどのように図るのかなどの普及策や、我が国における同分野全体の社会人学び直し機能の強化への貢献について、具体的な内容が構想・計画されていること。

⑦【意欲的かつ実現可能性の高い目標設定】

産業界等からのニーズを把握分析して、社会人の受講者数の見込み数を算出するなど、定量的な複数の明確な指標をもちいて、事業実施期間中の年度ごとに意欲的かつ実現可能性が高い達成目標（アウトプットとアウトカム）を設定すること。（必要に応じて、定性的な指標の使用も可とする。）

⑧【自己評価（内部評価）・外部評価体制の構築】

自己評価の体制を構想・計画していること。また、自己評価のみならず、連携大学以外の大学や産業界等の有識者などの第三者による外部評価を行う体制を構想・計画していること。さらに、自己評価と外部評価の結果を反映して改善を行う具体的な仕組みを構想・計画していること。

## ⑨【補助期間終了後の継続的な事業実施】

形成したネットワークや開発した教育プログラムについて、支援期間終了後も発展的かつ継続的な活動を行う構想・計画となっていること。そのために、例えば、以下の点について具体的な内容が構想・計画されていること。

- ・補助期間中及び補助期間終了後の受講料の在り方について
- ・企業の研修プログラムとの連携について
- ・開発する教育プログラムについて、事業期間中に文部科学省の職業実践力育成プログラム（BP）としての認定を目指すことについて
- ・厚生労働省の専門実践教育訓練給付金やキャリア形成促進助成金などの活用について

### （２）指標の設定

（１）⑦でも記述しましたが、具体的な事業計画の策定に当たっては、現状分析に基づく定量的な数値目標や実施（達成）時期を必ず設定してください。

### （３）選定件数

選定件数は４件を予定していますが、申請の状況等により予算の範囲内で調整を行う場合があります。

### （４）補助期間

- 最大５年間（国の財政事情等によりこれを必ず保証するものではありません）。
- 申請書に基づき取組が展開されているか、状況調査を行うことがあります。
- （１）⑨でも記述しましたが、選定された大学は、補助期間中に事業実施体制を整備し、補助期間終了後は継続的に取組を実施できる計画を策定してください。

### （５）事業規模

- 補助金基準額（直接経費）：７１，７６６千円（初年度・年間）
- ※ 上記の補助金基準額は、直接経費の補助金額の上限です。なお、本プログラムでは、直接経費に加え、直接経費の１５％にあたる間接経費（直接経費が７１，７６６千円の場合は、１０，７６４千円）を交付する予定です。（このため、直接経費と間接経費を合わせた基準額は、１件当たり８２，５３０千円となります。）
- ※ 本プログラム選定のための審査に当たり、計上している額の多寡のみで優劣が生じることはありません。
- ※ 実施する事業計画の規模や費用対効果等を勘案して、必要な金額を計上してください。なお、経費の妥当性、不可欠性も審査対象であることから、明らかに過大、不必要な経費を計上している場合は評価に影響することになります。
- ※ 公募にあたり、文部科学省の方で補助事業上限額（総事業費の上限）を設定することはいたしません。総事業費に占める補助対象経費の総額が補助金基準額を超える場合、その差額は自己収入等の財源により各大学が負担することとします。（総事業費に占める補助対象経費の総額が補助金基準額を超える場合であっても、交付内定額を調整率によって調整することはいたしません。）

※ 次年度以降の補助金基準額は、予算の範囲内で決定します。

※ 選定された大学は、補助期間中に事業実施体制を整備し、補助期間終了後は継続的に事業が実施できる計画を策定してください。補助期間終了後も事業を継続的に実施していくため、本プログラムの予算額については補助期間最終年度の前年に当初予算額の2/3に、最終年度に当初予算額の1/3に逓減させることも検討しているため、補助期間中の自己資金比率をどのように高めていくのか等をご検討の上、それに伴い発生する総事業費と補助金額の差額は、自己収入などの財源により各大学が負担してください。また、前述の補助期間中の予算額の逓減の検討に関わらず、各年度の補助金額は、当該年度の全体予算額を踏まえ、取組の内容等を総合的に勘案して毎年度決定します。

### 3. プログラムへの申請

#### (1) 申請件数

- 一つの大学が申請代表校として申請できる件数は1件とします。申請代表校として複数件の申請はできません。
- 大学共同利用機関法人が申請代表校として申請することはできません。ただし、連携校として共同申請者となることは妨げません。

#### (2) 申請者等

##### ① 対象機関

大学院修士課程を設置する我が国の国公私立大学<sup>4</sup> 及び、大学共同利用機関法人を対象とします。(申請者として短期大学及び高等専門学校は対象としていません。)

##### ② 事業者・申請者

事業者は設置者、申請者は学長とし、本プログラムへの申請は、文部科学大臣宛に行うこととします。国内の大学が複数参加して実施する取組であるため、あらかじめすべての連携校の学長の了解を得たうえで、主となる1つの大学が申請代表校して申請することとします。

事業者には、『研究拠点形成等補助金（成長分野を支える情報技術人材の育成拠点の形成）』を交付します。

##### ③ 申請単位

申請は、大学を単位とします。それ以外（学部、学部の学科、研究科、研究科の専攻等）の単位で申請することはできません。

##### ④ 事業責任者

大学において事業の実現を担う者で、事業の実現に中心的役割を果たすとともに、その実現に責任を持つ者として、「事業責任者」を選任してください。なお、事業責任者は大学に所属する常勤の役員又は教員とします。

<sup>4</sup> 学校教育法第2条第2項に規定する国立学校、公立学校及び私立学校（学校法人が設置する学校に限る）

### (3) 申請資格

以下のいずれか該当する大学は、本プログラムに申請できません。（連携校も対象です。）

#### (組織運営関係)

- i) 学生募集停止中の大学
- ii) 学校教育法第 109 条の規定に基づき文部科学大臣の認証を受けた者による直近の評価の結果、「不適合」の判定を受けている大学
- iii) 次に掲げる表において、上段のいずれかの区分の直近の修業年限期間中、連続して下段の収容定員充足率を満たしていない大学（修士課程に係る基準については、平成 29 年度に公募する本プログラムには適用しない。）

区分※	学士課程全体	修士課程（博士前期課程を含む）全体
収容定員充足率	70%	50%

※専門職学位課程及び博士後期課程は対象外

- iv) 「私立大学等経常費補助金」において、定員の充足状況に係る基準以外の事由により、前年度に不交付又は減額の措置を受けた大学
- v) 平成 28 年度に実施した再推費の事後評価の結果において、「事業目的が達成できなかった」と評価された大学（対象プログラムは別添 1 のとおり。）
- vi) 申請時点において、再推費のプログラムの中間評価で、「中止することが必要」と評価された大学（対象プログラムは別添 1 のとおり。）

#### (設置関係)

- vii) 設置計画履行状況等調査において、「警告」が付されている大学
- viii) 大学、大学院、短期大学及び高等専門学校等の設置等に係る認可の基準（平成 15 年文部科学省告示第 45 号）第 1 条第 3 号の要件を満たしていない大学又は第 2 条第 1 号若しくは第 2 号のいずれかに該当する者が設置する大学

### (4) 申請要件

本プログラムの申請を希望する大学は、以下の内容を、申請時において達成しているか、中間評価実施年度末（平成 31 年度末）までに全学（i～vi については大学院、専攻科、別科、研究所、センター等を除く。）において確実に達成することが申請の要件となります。

なお、本プログラムに選定され、補助金の交付が決定された場合においても、学校教育法等の法令に違反した場合は、交付決定の全部又は一部の取り消し又は変更の対象となることから、申請時においても遵守すべき法令等に違反していないか十分に確認してください。

#### (教育改革関係)

- i) 大学において、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）、入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）が策定されていること。また、その内容がホームページ等で公表されているとともに、各学部（学科）等のカリキュラム編成等に反映されていること。

- ii) 全授業科目において授業計画（シラバス）が作成され、かつその内容として科目の到達目標、授業形態、事前・事後学修の内容、成績評価の方法・基準が示されていること。
  - iii) キャップ制の採用など、全学生を対象として単位の過剰登録を防ぐための取組が行われていること（キャップ制を採用している場合は、その上限が適切に設定されていること）。
  - iv) 学部で教育を行う全専任教員を対象として、教育技術向上や認識共有のためのFDが実施されていること（各年度中に全専任教員の4分の3以上が参加していること）。
  - v) GPA制度などの客観的な評価基準を導入し、個別の学修指導に活用していること。
  - vi) 文部科学省が通知する「大学入学者選抜実施要項」に規定する試験期日等や募集人員の適切な設定（推薦入試における募集人員の割合の設定、2以上の入試方法により入学者選抜を実施する場合における入試方法の区分ごとの募集人員等の明記等）を遵守していること。
- （設置関係）
- vii) 設置計画履行状況等調査の対象となっている大学において、「是正意見」が付されている場合は、当該意見が付されていない状況となっていること。

#### （5）申請書の作成

本プログラムにおける大学の取組、本プログラムに関する分かりやすい達成目標、養成する人材像に基づくアウトプット及びアウトカムに関する達成目標を具体的に記載して申請してください。その際、当該補助金による取組だけでなく、大学独自で実施する取組や補助期間終了後の取組等も含め、徹底した大学教育改革を断行し、その質的転換を図るための総合的かつ長期的な事業計画を策定してください。

## 4. 選定方法等

### （1）審査手順

本プログラムの選定のための審査は、「成長分野を支える情報技術人材の育成拠点の形成（enPiT）事業委員会」（以下「委員会」という。）において行い、それをもとに、文部科学省において選定事業を決定します。具体的な審査方法等については、「成長分野を支える情報技術人材の育成拠点の形成（enPiT）審査要項」を参照してください。

なお、本年度の審査に係る面接審査は、おおむね7～8月頃に行われる予定であり、面接対象となった大学については、別途委員会よりその旨を連絡します。申請書等の内容について責任を持って対応できるよう、事業責任者等においては、面接に対応できるようにしておいてください。

また、選定結果の通知は8～9月頃に行う予定です。

### （2）委員会による意見

選定に当たっては、委員会の審議等を踏まえ、留意事項として事業の改善のた



めの取組を求めることや、又は参考意見を付すことがあります。

## 5. 事業の実施

- (1) 申請した事業は全学の教育改革の一環として、学長のリーダーシップの下に実施するものとします。そのため、学内のガバナンス体制を確立するとともに、学長は事業全体に責任を持つとともに、事業を実施するに当たり、全学的な普及や成果の活用に努めるものとします。
- (2) 選定された大学は、事業の実施に当たっては、4. (2)に記載した委員会による事業の改善のための意見等を踏まえて実施するよう留意してください。下記(6)に記載する事業の評価等においては、当該意見等への対応状況も評価の対象となります。
- (3) 選定された大学は、事業の実施状況について独自の評価を行うに当たり、評価指標の適切性や達成状況などの事業の進捗状況を把握するため、外部評価の仕組みを構築するなど、補助期間中及び補助期間終了後の体制を整備していただきます。
- (4) 上記(3)の他、選定された大学は毎年度、事業の進捗状況及び経費の使用実績に関する報告書を作成し、文部科学省へ提出してください。なお、提出された書類において、事業実施に不十分な部分が認められる場合には、文部科学省は事業責任者に対し、改善を求めることとします。
- (5) 選定された事業計画において示した取組事項のうち、当該補助金の充当が適切と考える事項に対して、『研究拠点形成等補助金（成長分野を支える情報技術人材の育成拠点の形成）』により、文部科学省から経費措置を行うこととしています。

選定された事業計画が、文部科学省の大学改革推進等補助金、研究拠点形成費等補助金等、国際化拠点整備事業費補助金又は独立行政法人日本学術振興会の国際交流事業の補助金等による経費措置を受けているものと内容が重複する場合、本プログラムの事業として経費措置を受けることができなくなりますので、申請に際して、他の経費措置を受けて行っている事業との区分・相違などを十分整理した上で、本プログラムに申請する事業計画及び資金計画「補助期間における各経費の明細」を作成してください。

本プログラムにおいて使用できる経費の種類は、原則として別添2に示すものとします。

### (6) 事業の評価等

毎年度ごとのフォローアップ活動（後述の「中間評価」実施年度は除く。）に加え、平成31年度に中間評価、補助期間終了後（補助期間開始から6年目の平成34年度）に事後評価を実施する予定です。これらのフォローアップ活動及び中間評価の結果は、翌年度の補助金の配分に勘案されるとともに、事業目的、目

標の達成が困難又は不可能と判断した場合は、事業の中止も含めた計画の見直しを求めることがあります。これらの評価等については、委員会で定める評価方法、基準等に基づいて行われます。

なお、中間評価又は事後評価の最新の結果は、評価年度の次年度以降に公募する再推費の新たなプログラムの申請資格や選定時の評価対象とします。

## 6. 成果の発信・普及

本プログラムによる成果については、国民・社会に対しての説明責任を果たす観点から、一般国民を対象とした成果発表会等において発表していただきます。事業計画の中途段階においても、その実施状況等に係る積極的な情報発信を期待します。

## 7. 申請書等の提出方法

### (1) 申請書等

別添「平成 29 年度「成長分野を支える情報技術人材の育成拠点の形成(enPiT)」申請書の作成に当たって」に基づき、本公募要領の内容を十分に踏まえて所定の申請書等を作成し、学長から文部科学大臣宛に申請してください。

### (2) 提出方法（記載例）

申請書等を、平成 29 年 6 月 2 日（金）～6 月 6 日（火）の期間内に郵送してください（持ち込みは認めません）。封筒に「enPiT-Pro 申請書等在中」と朱書きの上、配達証明ができる方法（小包、簡易書留、宅配便等）で余裕をもって発送し、上記提出期間内に必ず着くようにしてください。

#### 【提出先】

文部科学省高等教育局専門教育課 情報教育推進係  
〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2  
03-5253-4111（内線4750）

### (3) 留意事項

- ① 提出された申請書等については、本公募要領に従っていない場合や不備がある場合も、差し替えや訂正は原則として認めません。
- ② 申請書等において、著しい形式的な不備、審査における判断の根本に関わるような重大な誤りや虚偽の記載、記載漏れ等があった場合、審査の対象外となります。また、虚偽の記載等があった場合、虚偽の記載等を行った事業責任者について、一定期間、再推費で実施するプログラムへの参画を制限します。
- ③ 提出された申請書等は返還いたしませんので、各大学において控えを保管するようにしてください。
- ④ 選定された事業計画については、別途、補助金交付手続に関する連絡をします。
- ⑤ 事業計画を記載した調書以外の申請書類は、文部科学省において審査等の資料として使用しますが、申請者の利益の維持、行政機関の保有する個人情報保護に関する法律の要請その他の観点から、審査以外の目的には使用せず、内容に関

する秘密は厳守します。詳しくは文部科学省 WEB サイト  
([http://www.mext.go.jp/b\\_menu/koukai/kojin.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/koukai/kojin.htm)) を御覧ください。

## 8. その他

### (1) 補助金の執行に関する留意事項

選定され補助金の交付を受けた場合、学長、事業担当者及び経理等を行う大学の事務局は以下のことに留意してください。

#### ① 補助金の執行及び管理

本補助金の財源は国の予算であるため、補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令等に基づいた適切な経理等を行わなければなりません。

また、調書、交付申請書、報告書等の作成や提出は、学長のリーダーシップの下に行うようにしてください。

#### ② 補助金の執行に係る事務

補助金の執行に係る事務を適切に遂行するため、大学の事務局が計画的に経費の管理を行うようにしてください。その際、本プログラムの経理については、他の経理と明確に区分し、その収入及び支出の内容を記載した帳簿を備え、その収入及び支出に関する証拠書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を当該取組が完了した年度の翌年度から5年間保管してください（帳簿及び書類については、年度ごとに5年間保管するのではなく、補助期間（最大5年間）の全てについて、補助期間終了年度の翌年度から5年間保存することに注意してください。）。

なお、設備備品等を購入した場合は、それらが国から交付された補助金により購入されたものであることを踏まえ、補助期間中のみならず、補助期間終了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図るようにしてください。

#### ③ その他法令等、国の定めるところにより、必要な責任を負うこととなります。

### (2) 学生等の安全確保

本プログラム選定後、事業計画の一環として学生等が学外で活動する場合は、安全確保に十分配慮してください。特に、学生が海外に渡航・滞在する場合は、昨今の海外情勢を踏まえ、本プログラム申請時から外務省海外安全ホームページ等を参考に海外渡航先の危険情報に留意してください。

### (3) 補助金における不正等への対応

不正等が発覚した場合、「大学改革推進等補助金交付要綱」（平成17年4月1日 文部科学大臣決定）及び「国公立大学を通じた大学改革の支援に関する補助金における不正等への対応方針」（平成26年4月1日 高等教育局長決定）に基づき、以下の措置を講じることとします。

#### ① 大学に対する措置

不正等があった補助金について、文部科学省は、大学に対し事案に応じて、交付決定の取消し等を行い、補助金の一部又は全部の返還を求めます。

② 教員に対する措置

不正等があった補助金について、文部科学省は、不正等を行った教員等に対し、事案に応じて、補助金を交付しないこととします。

③ 事案の公表

不正等があった場合、当該不正事案の概要（大学名、不正等の内容、講じられた措置の内容等）について、原則として公表することとします。

④ 新たに公募するプログラム選定時における確認

①②の内容については、新たに公募するプログラムを選定する際に参考として活用することとします。

(4) 事業の公表等

募集締切り後、申請大学名等を公表する予定です。また、選定された大学については、事業の概要等についても公表する予定です。

文部科学省において、事例集やパンフレットの作成、フォーラムの開催等に際し、選定された大学に対して協力を求めることがあります。その際、作成した事例集等に関する著作権は、文部科学省に帰属することになります。

選定された大学は、補助期間終了後も、申請書、毎年度の取組状況及び成果等を各大学のウェブサイトで公表することとします（プログラムの補助期間や目的に応じて年限は適宜設定）。加えて、他の大学や学生を含め、広く情報提供するとともに、国内大学における情報技術人材育成を先導する大学として情報発信に取り組み、高等教育における実践的な教育の推進など積極的に取り組んでいただくこととします。

(5) その他

本プログラムの公募は、平成29年度予算の成立を前提としているため、成立しなければ失効することとなります。

9. 問合せ先等

(1) 問合せ先

文部科学省高等教育局専門教育課 情報教育推進係  
03-5253-4111（内線2992）

(2) スケジュール

公募説明会	平成29年4月14日（金）14:00～ （場所：文部科学省東館3階講堂）
公募締切	平成29年6月2日（金）～6月6日（火）
面接審査	平成29年7～8月頃
選定結果通知	平成29年8～9月頃
交付内定	平成29年9月頃（予定）
（事業開始）	

## ○事後評価の結果、申請できない条件の対象となるプログラム

事業名	評価実施年度	申請できない期限
大学の世界展開力強化事業（平成23年度採択 キャンパス・アジア中核拠点形成支援）	平成28年度	平成29年度
大学の世界展開力強化事業（平成23年度採択 米国大学等との協働教育の創成支援）	平成28年度	平成29年度

## ○中間評価の結果、申請できない条件の対象となるプログラム

事業名	評価実施年度	申請できない期限
博士課程教育リーディングプログラム（平成23年度採択）	平成26年度	平成29年度
博士課程教育リーディングプログラム（平成24年度採択）	平成27年度	平成30年度
博士課程教育リーディングプログラム（平成25年度採択）	平成28年度	平成31年度
大学の世界展開力強化事業（平成25年度採択 海外との戦略的高等教育連携支援（東南アジア教育大臣機構））	平成27年度	平成29年度
大学の世界展開力強化事業（平成26年度採択 ロシア、インド等との大学間交流形成支援）	平成28年度	平成30年度
未来医療研究人材養成拠点形成事業	平成27年度	平成29年度
課題解決型高度医療人材養成プログラム（平成26年度採択）	平成28年度	平成30年度

## (参考)

今後、中間評価の実施が予定されている以下のプログラムにおいて、「中止することが必要」と評価された大学については、平成29年度以降、新たに公募する再推薦のプログラムに申請できない期限を設けます。

- ・ スーパーグローバル大学創成支援
- ・ 大学の世界展開力強化事業（平成27～29年度採択）
- ・ 成長分野を支える情報技術人材の育成拠点の形成（enPiT）
- ・ 大学教育再生加速プログラム（AP）「高大接続改革推進事業」
- ・ 地（知）の拠点大学による地方創生推進事業
- ・ 課題解決型高度医療人材養成プログラム（平成28、29年度採択）
- ・ 基礎研究医養成活性化プログラム
- ・ 多様な新ニーズに対応する「がん専門医療人材（がんプロフェッショナル）」養成プラン

## 経費の使途可能範囲

本プログラムの補助対象経費として支出が可能な経費（直接経費）は以下のとおりです。本プログラムの趣旨・目的に沿って経費を使用するよう、留意してください。また、申請にあたっては、経費の使途の有効性を十分に検討し、事業計画に見合い、かつ、補助期間終了後も取組が継続できるよう、補助期間における適切な規模の所要経費を算出してください。

経費は、別に通知する交付要綱、取扱要領等にしながら適切に管理してください。なお、直接経費の15%の額の間接経費を代表校・連携校に措置予定です。

## 【物品費】

## ①「設備備品費」

本補助事業を遂行するために直接必要な設備備品の購入、製造、据付等の経費に使用できます。例えば、遠隔教育のための情報機器の購入及び据付に係る経費が挙げられます。なお、設備備品と消耗品の区別については、補助事業者の規程等に基づき行ってください。また、設備備品の購入等に際しては、本補助事業の遂行に真に必要な場合に限るなど特に留意してください。

また、建物等施設の建設、不動産取得に関する経費については使用することができません。

※設備備品費は、原則として補助対象経費の総額の70パーセントを超えないでください。

## ②「消耗品費」

本補助事業を遂行するために直接必要な教育活動用又は事務用の消耗品の経費に使用できます。例えば、ソフトウェア、図書・書籍（学生の教科書など学生が負担すべき費用については、補助の対象となりません。）、事務用品等が挙げられます。

## 【人件費・謝金】

## ①「人件費」

本補助事業を遂行するに当たり直接従事することとなる者の人件費に使用することができます。例えば、本補助事業において実施する教育カリキュラム・教育課程の改革を担当する教員や大学とステークホルダー等をつなぐコーディネーター（事業目的に応じて記載）等の人件費が挙げられます。

なお、人件費の算定にあたっては、補助事業者の給与規程等に従ってください。

## ②「謝金」

本補助事業を遂行するために直接必要な、専門的知識の提供、情報収集、資料整理等について協力を得た人に対する謝礼に要する経費に使用できます。例えば、日本人学生のTAへの採用、講演等のために招聘した学識者に対する謝金（事業目的に応じて記載）等が挙げられます。

なお、謝金の算定は、補助事業者の規程等に従ってください。

## 【旅費】

本補助事業を遂行するために直接必要な国内旅費、外国旅費、外国人招聘旅費等に使用できます。執行に当たっては必要人数を十分精査してください。特に外国旅費の執行に当たっては、その必要性に十分に注意してください。

なお、旅費の算定は、補助事業者の規程等に従ってください。

## 【その他】

### ①「外注費」

本補助事業を遂行するために直接必要な外注※にかかる経費に使用できます。例えば、設備・備品の操作・保守・修理（原則として当事業で購入した備品の法定点検、定期点検、日常のメンテナンスによる機能の維持管理、原状の回復等を行うことを含む。）等の業務請負、通訳・翻訳・校正（校閲）・アンケート調査等の業務請負が挙げられます。

※本費目は請負契約によるものに限ります。委任契約によるものは下記⑥「その他（諸経費）」の委託費として計上してください。

### ②「印刷製本費」

本補助事業を遂行するために直接必要な資料等の印刷、製本に要した経費に使用できます。例えば、会議資料、報告書、テキスト、パンフレット等の印刷製本に要した経費が挙げられます。

### ③「会議費」

本補助事業を遂行するために直接必要な会議・シンポジウム・セミナー等の開催に要した経費に使用できます。例えば、会場借料、国際会議の通訳料、外部者が参加する会議・レセプションに伴う飲食代（酒類は除く。）などが挙げられます。

### ④「通信運搬費」

本補助事業を遂行するために直接必要な物品の運搬、データの送受信等の通信・電話料等の経費に使用できます。例えば、郵便、電話、データ通信、物品運搬等の通信、運搬に要する経費が挙げられます。

### ⑤「光熱水料」

本補助事業を遂行するために直接必要な電気、ガス、水道等の経費に使用できます。なお、本補助事業に係る使用量が特定できる必要があります。

### ⑥「その他（諸経費）」

上記の各項目以外に、本補助事業を遂行するために直接必要な経費として、例えば、物品等の借損及び使用にかかる経費、施設・設備使用料、広報費、振込手数料、データ・権利等使用料（ソフトウェアのライセンス使用料等）、委託費※<sub>1</sub>等に使用できます。

また、他の大学の機関、教員等と協力する事業について、委託費として当該機関等で経費を使用することができます。

なお、本事業の遂行に直接関係のない経費（酒類や後援者の慰労会、懇親会等経費、本事業の遂行中に発生した事故、災害の処理のための経費等）には使用することはできません。

外注費、委託費については、事業の根幹をなす業務については使用できません。

※1 を遂行する上で必要となる補完的な定型業務である場合、当該業務を委託（委任契約によるものに限る。）することができます。なお、委託費は、原則として補助対象経費の総額の50パーセントを超えないでください。